

第 2 2 号議案

加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第 2 2 号議案 要旨

### 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

地方税法の引用条項の項ずれを改めること。（第 3 条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、当該高齢重度障害者、その高齢重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその高齢重度障害者の生計を維持するその高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、附則第5条の4第6項、<u>附則第5条の4の2第6項</u>及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、当該高齢重度障害者、その高齢重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその高齢重度障害者の生計を維持するその高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、附則第5条の4第6項、<u>附則第5条の4の2第5項</u>及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であるものとする。</p> <p>2 (略)</p>